

令和6年度第9回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和7年2月25日(火) 10時開会 11時32分閉会

2 場 所 倉吉市「倉吉シティホテル」

3 出席者

(1) 常設審議委員 21名／24名

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局	定刻が参りました。ただ今より、令和6年度第9回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告を申し上げます。 本日の常設審議委員のご出席は、別紙名簿のとおり24名中、21名の出席となっております。常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告申し上げます。 それでは、冒頭、山協会長からご挨拶を頂戴いたします。
2 開会挨拶 山協会長	(省略)
事務局	山協会長、ご挨拶ありがとうございました。それでは、以降、農業会議定款第45条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、山協会長に議長として進行いただきます。よろしくお願いいたします。
3 議事録署名人の選任 議 長	それでは、議事録署名人の選任でございますが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	異議なしということでございますので、それでは、山本委員(若桜町農業委員会会長)、梅林委員(日南町農業委員会会長)の2名の方をお願いいたします。

4 報告事項 議長	それでは、4 番の報告事項でございます。先月の農地転用許可状況について、県から報告をお願いいたします。
経営支援課	(資料 1 により説明)
議長	はい。今説明がありましたが、皆さんから質問がありましたら、ありませんか。 (質問・意見なし)
5 議 事 議長	無いようですので、早速議事の方に入らせていただきます。まず、今月の農地法の規定に基づく県全体の一覧表の説明をしてください。
事務局	それでは、令和 7 年 2 月分ということで、各市町村の附議案の附議状況について、お手元の資料 2 に基づき一覧表を説明いたします。(一覧表を説明) 今月は 4 条案件はございませんが、5 条案件で琴浦町農業委員会から 1 件意見聴取案件がございます。なお、現地調査を実施しておりますので、説明と併せて現地調査の報告をお願いしたいと思います。それでは、琴浦町農業委員会事務局に説明をお願いいたします。
琴浦町農業委員会事務局	琴浦町農業委員会事務局の■■■■でございます。よろしくお願いいたします。着席して説明をさせていただきます。それでは、本件についてお手元の資料の 2 ページの「30a を超える事案説明資料」を基にしまして、順に説明いたします。 初めに、1 の土地の所在等については、東伯郡琴浦町大字赤碕■■■■番外 4 筆 転用面積の合計は、畑 5 筆 ■■■■㎡となります。3 ページの位置図をご覧ください。申請地は J R 赤碕駅から南東方向に約 ■■■■m 地点、琴浦町役場赤碕分庁舎から南に ■■■■m 地点に立地しており、琴浦町赤碕地域の中心市街地に近接しております。2 ページの資料に戻ります。 2 の現在の営農状況については、4 ページの中間図をお開きください。ご覧のとおり申請地を含む周辺農地は、西側は集落、それから申請地周辺は畑地に囲まれております。申請地は 2 年前まで、その一部を梨畑として利用していましたが、経営主が農業経営を廃止されたため梨棚の撤去、梨の木の伐根が行われ、現在は保全管理されています。なお、本申請地内は利用集積はなく、す

べて自作地として保全管理されています。

3の転用事業者については、兵庫県神戸市の[]
[]でございます。

4の転用目的については、[]

[]するため
の広さが確保できたためであります。

5の立地基準について説明いたします。4ページの中間図農振農用地区域図をご覧ください。農地区分について、JR赤碕駅から[]m地点に位置しております。JR赤碕駅から距離を計測しております。このことから、農地区分は第2種農地。区分決定根拠については駅・役場等から[]m以内に該当します。また営農条件は、申請地の東側、西側は畑、南側は畑及び山林、北側は農道に接しています。経営主の農業経営の廃止、また農道の幅員が2mと狭小で大型農業用機械の往来ができないことなどから、近年は作付けしていない状況となっています。代替地等、土地の選定理由については、本申請地周辺で[]m²程度の面積規模の条件を満たす場所として宅地や第3種農地の用地を検討しましたが、予算面が折り合わない、必要な面積を確保できる用地がないなど、本申請地以外はいずれも条件を満たす用地がなかったため、本申請地を選定したものであります。

6の一般基準です。他法令の許認可についてですが、農振除外については該当ありません。他、他法令の状況については開発事前協議等も該当はありませんでした。事務局でも埋蔵文化財の試掘など該当ないか確認しましたところ不要とのことでした。また、申請地の中央部には法定外公共物（里道）があり、その上空に配線を行う計画があります。これについては里道を管理する琴浦町と事前協議済みで、法定外公共物占用等許可が決定される見込みであることを確認しております。また、[]

[]はございませんが、[]確認しております。規模妥当性について、資料5ページの土地利用計画図をお願いします。パネル設置枚数は1,026枚でございます。余剰となる土地もなく、妥当な規模と判断しております。被害防除計画等の措置について、申請地について盛土は行わず転圧整地のみを行います。土地利用計画図の赤い線で土地の境界を示させていただいております。その内側のラインがフェンスの設置場所となり高さ1.5mのアルミフェンスを設置します。排水については、6ページの排水計画平面図をご覧ください。転用事業用地の中にいくつか長い矢印が書いてあります。これは雨水の流れる方向を示しております。雨水が流れる方向の先には、雨水浸透施設として浸透トレンチ及び浸透枳を設置します。また、高さ30cmの土塁を設置することにより、雨水の急激な流出を抑制する計画です。流量計算につきましては、倉吉雨量観測所において過去10年間の最大雨量1時間当たり115mmの想定で計算の結果、雨水浸透施設の設置により流出雨水量の増加が抑制され、許容放流量以下となることを確認しております。近隣住民には事業周知の説明を行っており、おおむね隣接所有者の同意を得られたと確認しております。ただし、申請地北側の1筆（地番は[]）に関しては、土地所有者が亡くなられて相続登記が行われていないため、申請代理人が法定相続人に対し、同意を得るための電話連絡や手紙の送付等のあら

ゆる方法で働きかけを行いました。ところが、相続人間で、争いが発生しており、相続人代表者も決まっておらず、これ以上話を進めることができないと言われ、連絡のついた相続人から転用事業に異存は無いと言われているが結果的に同意を得ることができなかったと聞いております。また、申請地中央部分のくぼんでいる農地（ ）については、隣接農地の所有者として、「転用事業の実施については同意するが、事業用地として用地を売のようなことはしない。」という意向があったことから、このようにびつな形状になってしまっているということでもあります。地元は 集落というところですが、こちらの集落とは承諾書については作成されていませんが、集落住民に配布した事業計画書には、機材の管理や年間2回程度、地元集落からの要望があればそれ以上の除草管理について明記されており、自治会長からは異存なしとの回答をもらっていることを確認いたしました。また、申請地の中央部には法定外公共物（里道）がありますが、現状のまま利用可能であるため、他の農地の営農や管理に支障はありません。資金調達については、事業費の総額 万円に見合う預金残高証明を確認しています。農業公共投資については、事業名は県営畑地帯総合整備事業、事業期間は昭和60年度から平成20年度。赤碕町土地改良区から、本土地改良区としては差し支えないとの意見書が提出されています。本申請地には畑かんの施設は設置されておらず、面的整備（農地の表面を均すこと）のみが行われたものでございます。以上、琴浦町赤碕における を目的とした農地転用について説明を終わります。よろしくお願いします。

議長

はい。ありがとうございました。説明が終わりましたので、それでは、現地調査の報告をお願いします。

竹原委員

北栄町の竹原でございます。現地調査の報告をいたします。令和7年2月17日午後1時30分～3時30分まで、琴浦町役場分庁舎で行われました。出席されましたのは、 、転用事業者から2名設計業者1名と流量計算の担当者1名、それから申請者の代理人の 行政書士の計10名で行いました。最初に農業委員会事務局及び申請者から説明を受け、その後、現地での確認を行いました。転用許可における法令審査状況については、先ほど事務局が説明したとおりであり、問題はありませんでした。現地の状況ですが、添付させていただいている現況写真のとおり、周辺も含め保全管理が行われている状況でした。また、周辺の道路は軽自動車がやっと通行できる程度の幅員であり、公共投資により農地が平坦となっていますが、なかなか営農に結びつきにくい状況であると感じました。被害防除措置ですが、これまで雨水は傾斜が緩やかな畑地を地下浸透しておりました。今回の転用では土地の形状を変更しないで太陽光パネルを設置したうえで、周囲に浸透トレンチ及び浸透枡を設置し、隣接農地所有者への被害を防除する措置も執られる計画

	となっており、隣接地権者の同意も得ているとのこと。このため、今回の農地転用申請については、許可相当と判断しています。以上で報告を終わります。
議 長	はい。ありがとうございました。現地調査の報告がありました。それでは、委員の皆様からご質問、意見をお願いいたします。ありませんか。
恩田委員	よろしいかな。
議 長	はい。恩田委員。
恩田委員	一点伺ってみたいと思います。流量計算ですね。今、非常に雨の被害が多いわけですが、その中でも、115mm という値で計算されているが、それを裏付ける根拠が、例えば、現況写真の①から下に流れた量と、④から流れた量の足し算が 115mm という意味でしょうか。要は、どこの地域からどれだけの量が流れてきた結果により、115mm の流量が流れてきても大丈夫ということが説明できなければならないと思いますが、いかがですか。それからもう 1 点。市町村によって条例等によって指導範囲が異なっており、南部町では 3,000 m²以下は役場の指導は必要ないとなっていますが、琴浦町の場合はどうなっているのか、以上 2 点について質問をいたします。
議 長	ただ今恩田委員から質問がありました 2 点について琴浦町農業委員会お願いいたします。
琴浦町農業委員会事務局	恩田委員からの質問にお答えしたいと思いますが、流量計算の件につきましては、会場の外に担当者の方を待機させていますので、その方に確認をして回答させていただきますので、少しお時間をいただきたいと思います。最初に、琴浦町については、集落の同意についてはどのような決まりがあるのかということでございますが、琴浦町では、 に対して町のガイドラインは定めておりません。今回は、転用事業者と集落の代表者で、どのような同意の方法を取りましょうかと相談をされた結果、「同意書の取り交わしというところまでは無しで良いのではないか。」という結論に至ったそうでした。予め、転用事業者から事業計画書を提出していただいて、それに異存がある方は意見をいただく。異存がなければ承諾したということで、地元の 集落においては異存がないという回答をもらっているために、事業計画書に記載してある内容を履行していただければよい。という結論になったと聞いております。それでは、流量計算の件については、少しお時間をいただきたいと思います。

議 長	恩田委員、これでよろしいですか
恩田委員	又聞きするよりは、直接説明をしてもらえばよい。
議 長	直接説明していただければよいです。
琴浦町農業委員会事務局	それでは、直接説明をいただきます。
恩田委員	議長さん。通常の場合は、外に待っていただくのではなく、この場に入っていてお答え願うのが通常の状態なんです。今後、必要な方は入っていただきたい。
議 長	その議案に対して必要な場合のみ入室してもらい、その他の場合は退出してもらおう。という対応を行いたいと思います。それでは、しばらくお待ちいただきたいと思います。
議 長	それでは入室されましたので、先ほどの質問に対して回答をお願いしたいと思います。
申請者	すみません。■■■■■と申します。よろしくお願ひいたします。流量計算でどこまで流れるかというお話なのですが、お手元の土地利用計画図(5 ページ)の両サイドに青い矢印があるかと思いますが、これが水の流れを指しています。設計をしたコンサル会社によりますと、末端に流れる水路がないとのことでしたので流量計算をさせていただいたのですが、矢印の方向に浸透枡を設置させていただきまして、■■■■■と記載してありますのが■■■■■なのですが、こちらにあります浸透枡にすべての水が流れ込むような設計となっています。また、図面の上の道路を隔てた部分については、右上にある浸透枡に流れ込むように設計しております。図面上の矢印の末端部分に浸透枡を設置しているということです。よろしいでしょうか。
恩田委員	よろしくない。
議 長	もう一度質問をお願いします。
恩田委員	私が言ったのは、7 ページでいうと 115mm の降雨強度に対応できるということですね。その中で、水が集まるのが、どの地点

	からどの地点に集まってどのくらいの量が流れてくるのか。これが集まって流れる量が 115mm であっても対応できるということを説明してもらいたいのだが、あなたは流量計算を行った担当ではないのか。
申請者	うちの会社では、コンサル会社に委託して行っているものです。
恩田委員	あなたは設計をした方ではないので、それではわからない。その方であればすぐわかると思うが。それぞれの枡にどれくらいの量が流れて、その水量に対して、それぞれの枡がどれくらいの水量を処理することが可能なのか計算できていると思うし、根拠資料も提出できると思う。
申請者	各集水枡に対してどれくらいの水量が流れるかということが解ればよろしいですか。
議 長	ちょっと待ってください。山本会長、お願いします。
山本委員	すみません。一緒に現地調査を行った三朝町の山本です。今の話に食い違いが出ているのですが、現地調査の時には皆さんのお手元にはありませんが、流量計算書が提出されていました。今手元に持っているのですが、流域面積が 0.4951ha の中で、基準に従った数値を使って場所ごとに浸透枡に流れて間違いなく流れるというかなり詳細な計算書で私は確認しておりますので、報告させていただきます。
議 長	今、現地調査のもう 1 名の方から雨量のことについて説明がありました。恩田委員いかがですか。
恩田委員	あなたではわからない。今聞きますと、詳細な資料が事前審査の時に添付されていたようです。あなたが同席されたのではないようですが、どうもあるようです。流量計算書が添付されているということをおっしゃっていただければよかったかと思います。
申請者	大変申し訳ありませんでした。
議 長	もう 1 点の琴浦町の回答についてはよろしいですか。
恩田委員	いい方は悪いかもわかりませんが、公的なものを文書無しに口頭だけで確認ことだけで会議に出されることはどうかと思いま

	す。確認をされたならば、きちんと資料に添付させるといったことをしないと、言った言わないとなった場合難しいので、 の方が同意されたということについて同意書を取り交わしていると言い切っていただければ良いが、口頭で同意しているといった内容であれば添付していただく必要があるのではないかと。
議 長	私も聞いていてそう思ったところで、今後は、そういうことがないようにきちっと書面で確認をしていただくようにしますので、よろしくお願いします。
申請者	はい。わかりました。よろしくお願いいたします。
議 長	以上で、他にはありませんか。無いようですので、ただ今の案件については異議なしとして、賛成の方の挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	はい。ありがとうございます。全員の方の賛成がありましたので、異議なしといたします。お疲れ様でした。
申請者	有難うございました。
濱田委員	関連質問ですが、農地転用の同意書が必ず必要だというのは、法的にはどうなっていますか。
議 長	 、回答をお願いします。
事務局	同意書が必要な場合は、転用を行う用地、今回であれば太陽光を設置する農地の所有者は必要です。それ以外は必要ありません。これが、法令、規則、運用通知に記載してある内容です。
濱田委員	ということは、近隣農地の所有者の同意は必ずしも必要ないということで良いですか。
事務局	この意味は、申請書に添付する同意書は必要ないという事であって、事業者が必ず地元同意を取る。そのことを農業委員会事務局・農業委員・推進委員等でしっかり確認し問題ないことを総会の中でも説明いただくことで、申請書には同意書の添付が必要な

	いという事であって、農業委員会においてしっかり確認していただくことは必要であります。
濱田委員	私も、そのように理解していましたので、同意書の添付が必ず必要になってくるということでよろしいのでしょうか。今、会長がそのようにおっしゃったもので、確認を行っているものです。近隣の同意書を必ず添付するとおっしゃったもので。
議 長	今言ったのは、事業を行う業者と集落の代表とのことです。
事務局	ちょっと言い方が悪かったかと思いますので、再度説明をさせていただきます。農地転用許可申請書に添付いただく資料の話と事業者と地元とで取り交わす書類は別物になります。このため、事業を円滑に進めていただくためには、事業者と地元との話し合いはしっかり行っていただきたいと思います。なお、農業委員会において、事業が円滑に実施出来るかどうかを担保する上で必要があれば、業者と地元との話し合いの状況等について聞き取りを行っていただくことについては、法令上問題はございません。ただ、申請書に同意書を添付することを法令は求めています。法令が求めている添付書類は、一定のものとなっていますので、それ以外のものについては、農業委員会において確認を行っていただければ十分だということです。
議 長	濱田委員よろしいですか。
濱田委員	はい。ありがとうございます。農業委員会事務局が、農業委員等と一緒に、しっかりと対応させていただきたいと思います。
議 長	それでは、続きまして、議案第 2 号に入ります。遊休農地の所有者に対する農地中間管理機構との協議が整わない場合に該当する、農地法第 37 条の規定に基づく意見聴取事案について、経営支援課説明をお願いします。
事務局	資料 3 の全体概要について、私の方から説明させていただきます。県の裁定に伴う意見聴取について、これまで何回かこの委員会において審議をいただいていたのですが、資料 3 の案件については、今回初めての内容になります。各農業委員会では、毎年遊休農地調査が行われているかと思います。その結果、遊休農地となったものについては、利用意向調査が行われ、これにより農地をどのように利用するのか確認が行われているかと思います。意向調査に応じなかった方については、農地中間管理機構に利用権を設定することについて勧告を行うこととなっておりますが、

	勧告をしても応答されなかった場合には、農地法第 37 条に基づく知事の裁定によって農地を借り受けることができるという措置ができることとなっています。これが、資料 3 に添付されている日南町の案件です。また、資料 4 については、これまで何回か審議をいただいている所有者がいない場合の手続きです。概要については以上ですので、詳細については経営支援課の[]から説明をお願いしたいと思います。
経営支援課	(資料 3-1、資料 4-1 ～ 4-3 の内容を順を追って説明)
議 長	続けて説明をしていただきました。只今の議案について御質問、御意見等ありましたらお願いします。恩田委員。
恩田委員	ちょっと教えていただきたいと思います。法務局に供託するお金がまちまちで違うわけですが、基本的にはどのような形で補償金の額が決まるのかについて、ゆっくり教えていただきたい。
経営支援課	基本的には、農業委員会において標準賃借料に基づき算出されております。例えば、日南町の案件につきましては、基盤整備の段階で、法面部分を農地介在原野として地目を分離していますので、農地部分は水張り面積となっています。しかし他とのバランスを考慮し、日南町の標準賃料は [] 円/10a ですが、原野部分も含めた賃料に割り戻して額を算出しています。次に倉吉市の案件ですが、標準賃料は [] 円/10a となっていますが、これが標準的な賃料の算出方法となっています。次に三朝町の件ですが、ここは、元々から、先ほど申し上げた通りの標準賃料よりは条件の悪い農地でした。農業委員会により経営試算を行ったところ、コシヒカリの場合 [] 円/10a、きぬむすめの場合 [] 円/10a、大豆の場合 [] 円/10a と、かなり平均に比べ赤字額が大きかったことから、このような赤字が見込まれる農地の賃借料についてどのように算定するか検討を行いました。[]は町の第 3 セクターであり内規により使用貸借で耕作を行っています。しかし、農地法上の裁定については賃貸借でなければ利用権の設定ができないことから、やむを得ず [] 円/10a で補償金を算定したものです。南部町の案件につきましては、標準賃料 [] 円/10a から土地改良区の賦課金と水利費を差し引いた []/10a を補償金として裁定しています。このように、農地の状況によりケースバイケースで算定を行ったうえで、未利用の解消を行っていきたいと考えています。以上です。
議 長	現地の状況に合わせて検討したということですね。よろしいですか。

恩田委員	よろしいですか。農業委員会が認められたということですね。
経営支援課	はいそうです。
恩田委員	わかりました。
議 長	その他ありませんか。
	(意見・質問なし)
議 長	議案 2 と議案 3 を一括して説明をさせていただきましたが、意見等無いようですので、議案 2、議案 3 とも異議なしとしてよろしい委員の皆様の賛成の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	有難うございました。それでは、異議なしとさせていただきます。
6 情報提供 議 長	続きまして提案・情報提供です。農地転用における農業委員会からの意見聴取に関する規程(案)について事務局から説明をしてください。
	(事務局が資料 5 により説明)
議 長	ただ今説明がありました。ご意見・ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。恩田委員。
恩田委員	規程を作られるのはいいですよ。しかし、19 市町村の中で温度差があるのですよ。わかりますか。あなたが 19 市町村を回ってみられたとおり、温度差がすごくあるんですよ。そういうものの周知徹底を今後どのようにされる予定ですか。文書を出すだけでなく、すごく温度差がある現状に対して周知徹底をどのようにされるのですか。例えば、去年あった[REDACTED]においても、公害防止協定の存在や部落への説明の話がなく、これではいけないということで対応をさせたこともあったが、今後、どのような形で

	19 市町村に対して周知徹底を行おうとしておられるのか伺いたい。
議 長	はい。事務局
事務局	有難うございました。ただ今恩田会長からご指摘があった件。ずっと以前からご指摘をいただいているところであります。この規程を作ったからには、その徹底を図るべく、当然 3 月にはダメなのですが、4 月中旬にまず集合研修をやります。また、農業会議職員が市町村に出かけていき説明を行う。併せて、各ブロックにおいてこの規程について、さらには、そもそもの農業委員会における転用事務について、今一度しっかり、優良事例を参考としながら、また常設の意見を踏まえながら、市町村農業委員会事務局の皆さんに説明してまいります。集合研修、個別巡回研修、そしてブロック研修、これを重ねてまいります。1 回で終わるものではありません。法律が改正されていれば、速やかに通知の内容を踏まえ、丁寧な説明を心掛け、市町村が同じ基準・審議をしていただけるよう農業会議としてしっかり支援をしていきたいと思っています。農業委員会会長の皆様もご協力をよろしくお願いいたします。以上です。
議 長	恩田委員よろしいですか。
恩田委員	はい。
議 長	今、 ■■■■ が言いました内容を日程に加えまして、随時説明を行うとのことですので、よろしくお願いいたします。その他ありませんか。はい。石委員。
石委員	とりとめのない話になりますし、これでこうだという質問ではありませんが、お付き合いをお願いします。農政全般にわたる広い見地から、広域的に統一して審議を行うという項目がありますので、ここの部分については、ある程度大まかな質問をしても良いのかなと思っていますし、先ほど恩田委員から公害防止等の説明がなかったということもありましたので、こういう部分は、我々常設審議委員は大きな役割をもっているのだと思います。また、公害防止や部落への説明がなかったということ、もうちょっと見方を変えれば、地域にとってこの転用が必要なのかということが、公害防止や地域への説明ということだと思っていますので、ここの部分は限定的ではない、もっと地域づくりに関わることについても、もっと質問しても良いと私はと思っています。農政全般にわたる広い見地という観点では、発言をしても良いのではないかとと思っています。それから、この規程の骨子の中では、既に農業委

員会の中で十分に議論が行われていると思っていますので、特別、ここで同じような発言をするものではないとは思っていますが、先ほど恩田委員が言われた地域づくりに関することについては、しっかりと発言をさせていただきたいと思っていますし、転用を出される市町村に対してもご意見をさせていただきたいと思っています。今日の案件で形が悪いという内容がありましたが、土地を利用していくうえでは、用途が太陽光ですのでそんなに悪い影響はないと思っています。先ほど恩田委員が言われた排水計画さえしっかりしておれば問題ないのではないかと思います。事務局からいびつなので悪いといった発言があったように思いますが、太陽光発電をする上では、形は全く影響がないと思っています。地域づくりの観点で発言をしても良いのか改めて確認をさせていただきたいと思っています。これまで、こういった発言をしたことがありましたが、お前の発言は的が外れているといったことを言われたことがありましたので、これからの常設審議委員会における審議における発言として、私は地域づくりの観点での発言もこういった場で議論すべきと考えていますので、これからも、こういった観点での発言を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長

その他ありませんか。

(意見・質問なし)

議 長

事務局よろしいですね。

事務局

はい。

議 長

有難うございました。無いようですので、本日午後開催を予定しております理事会において決定の上、令和7年4月1日付けで施行し、4月の常設審議委員会から運用させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長

次に、令和7年度農業委員会関係予算の概要について事務局説明してください。

(資料6に基づき、事務局が概要説明)

議 長

ただ今、 から説明がありましたが、その他にご意見等ありますか。

	(質問・意見なし))
7 その他 議 長 事務局	無いようですので、次回の開催日について説明をしてください。 (次回開催日程について説明)
8 閉 会 議 長	それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。 (午前 11 時 32 分)